

ふな がた



旬の食材：筍竹

筍竹の味噌汁は初夏の大人気メニュー。また天ぷらにして塩をつけて食べると筍竹の味がひきたつ。

お知らせ版

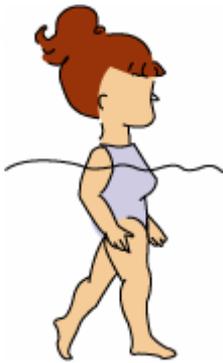
お知らせ

アクアビクス教室

共催/舟形町国民健康保険
日程/7月16日(日)、24日(月)、
30日(日)、8月6日(日)、20
(日) 午後7時
場所/舟形町B&G海洋センター

プール

参加料/500円(傷害保険料)
切/7月11日(火) 午後5時
その他/水着・スイミングキャ
ップ・タオルを(持参下さい)。
講師/斎沢保代氏(最上町)
問い合わせ/舟形町B&G海洋セ
ンター (32) 3501



焼きプリンづくり講習会

日時/7月13日(木) 午後7時30
分
場所/舟形町農村環境改善センタ
ー(堀内出張所)
受付期間/7月7日(金)
募集人員/応募者多数の場合は2
回に分けて実施
2回目実施予定日/7月18日(火)
参加料/500円(材料費)
申込み/まちづくり課西南部班
(35) 2001

EMぼかし講習会

生ゴミを堆肥に変えるEMぼかし
を使った講習会を開催します。ぜひ
ご参加下さい。
主催/舟形町消費生活連合会
日時/7月5日(水) 午前10時
場所/中央公民館
切/7月3日(月)
問い合わせ/役場総務課総務班
(32) 2111(内線38)

狩猟免許更新適正検査及 び講習会実施要領

対象者/狩猟免許の有効期間が平
成18年9月14日で満了する方。
日時/8月7日(月) 午後1時
場所/最上総合支庁(5階講堂)
申請方法/狩猟免許更新申請書
写真、手数料、医師診断書、狩猟免
状、封筒を次まで提出して下さい。
提出切/7月14日(金) 必着
問い合わせ/最上総合支庁環境課
(28) 1523

事業イベント企画講座

内容/イベントや講演会などを企
画する際の基本事項をチェックしま
す。企画を組み立てる上での基本事
項、アイデアの組み立て方など企画
力アップのための講座です。
日時/7月7日(金) 午後7時
場所/新庄市民プラザ
申込み切/7月5日(水)
募集人員/25名
参加料/500円
問い合わせ/市民活動交流ひろば
「ぷらっと」(23) 6211

消防学校一日体験入校

日時/7月30日(日) 午前9時30
場所/山形県消防学校(三川町)
切/7月21日(金)
募集人員/先着100名
参加料/一人400円(昼食代)
問い合わせ/山形県消防学校
0235(66) 20222

JR東日本より線路沿線の 皆様へ

使用目的/列車の安全運行確保と
関係設備の適正な保守を行うため除
草剤散布を行います。
散布範囲/奥羽本線(村山・新庄)
陸羽東線(最上・新庄) 線路内の雑
草繁殖部分とします。
散布時期/7月20日頃まで(雨天
強風時は延期)。
散布時間/夜間(7時頃までの気
流の安定期に散布します)。
除草剤の種類/サンダーボルト
(農薬登録番号20185号)
発注者/JR新庄保線技術センタ
ー(22) 5581

中小企業子育て支援助成金

内容/中小企業における育児休業
短時間勤務制度の取得促進を図るた
め、育児休業取得者、短時間勤務制
度の適用者が初めて出た中小企業事
業主(常用労働者100人以下)に対し
て県労働局が助成金を支給します。
問い合わせ/山形労働局雇用均等
室 023(624) 82228

7月から(身)・(乳)・(母)の医療制度が改正されます

主な改正点は次のとおりです

重度心身障害(児)者医療制度

【対象者】

身体障害者手帳1・2級/精神障害者/保健福祉手帳1級/療育手帳A/公的年金法の障害等級1級相当の方

【所得制限】

重度心身障害(児)者医療に所得制限が導入されます。

65歳以下の場合：課税所得額 1145万円未満の方（課税所得金額が145万円以上の方は対象から外れることとなります）

65歳以上の場合：所得税非課税の方（65歳以上の対象者で所得税課税されている方は、重度心身障害(児)者医療制度の医療証交付がなくなります）

【自己負担】

所得税課税者・・・医療費の1割

所得税非課税者・・・自己負担なし

入院時食事代は自己負担

所得と課税所得額のちがい

所得：収入額から経費を差し引いたもの

課税所得：所得から更に控除等を差し引いたもの

乳幼児医療制度

【対象者】

就学前の乳幼児（0～6歳児）

【所得制限】

乳幼児医療の所得制限額¹が引き下げられます。

扶養親族数	0人	1人	2人	3人	4人	5人
新所得限度額	301万円	339万円	377万円	415万円	453万円	491万円
旧所得限度額	460万円	498万円	536万円	574万円	612万円	650万円

また、第3子以降は所得制限に関係なく自己負担はありません。

更に、0～2歳児は所得制限内であれば自己負担はありません。

【自己負担】

所得税課税者・・・外来530円、入院1,200円

所得税非課税者・0～2歳児・第3子以降・・・自己負担なし

入院時食事代は自己負担

母子家庭等医療制度

【対象者】

母子家庭世帯の母子及び両親のいない児童等（子：18歳以下の児童）

【所得制限】

所得税非課税

【自己負担】

所得税課税者・・・医療費の1割

入院時食事代は自己負担

注1) 所得税課税・非課税は、対象者本人又は扶養者で判断します。

注2) 対象者にはそれぞれ更新手続きの案内を送付いたします。

【問い合わせ：町民課福祉班 TEL 32-2111（内線90）】